

栃木県消費者安全確保地域協議会設置要綱

(目的)

第1条 栃木県消費者安全確保地域協議会（以下「協議会」という。）は、高齢者や障害者等の消費生活上特に配慮を要する消費者（以下「高齢者等」という。）の消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、関係機関が連携して、高齢者等の見守り等必要な取組についての情報交換、協議を行うことにより、市町における消費者安全確保地域協議会づくりの気運の醸成を図ることを目的とする。

(消費者安全確保地域協議会)

第2条 協議会は、消費者安全法（平成21年法律第50号）第11条の3第1項の規定による消費者安全確保地域協議会とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 高齢者等の見守りに関する構成員相互の情報及び課題の共有に関する事
- (2) 市町における消費者安全確保地域協議会の設置に向けた支援に関する事
- (3) 市町における消費者安全確保地域協議会設置後の活動支援に関する事
- (4) その他、高齢者等の消費者被害の防止に関する事

(構成員)

第4条 協議会の構成員は、次の機関の職員を充てる。

- (1) 栃木県生活文化スポーツ部くらし安全安心課
- (2) 栃木県保健福祉部保健福祉課
- (3) 栃木県保健福祉部高齢対策課
- (4) 栃木県保健福祉部障害福祉課
- (5) 栃木県警察本部生活安全部生活安全企画課

(運営)

第5条 協議会は、くらし安全安心課長が招集し、必要に応じて開催する。

- 2 協議会に座長を置き、くらし安全安心課消費者行政推進室長を充てる。
- 3 協議会の進行は座長が行う。
- 4 協議会は、協議事項について必要がある場合は、構成員以外の者の会議への出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、くらし安全安心課消費者行政推進室が行う。

(附則)

この要綱は、令和4(2022)年2月24日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和5(2023)年4月1日から施行する。